第十二条の見出し中「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に改め、同条中「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に、「利益又は損失」を「剰余金」に改め、同条を第十七条とする。

第十一条を第十六条とし、第十条を第十五条とする。

第九条中「帳簿価格」を「帳簿価額」に改め、同条を第十四条とする。

第八条を第十三条とする。

第七条の見出し中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同条中「社債の募集の認可」を「募集社債（募集新株予約権付社債を除く。以下同じ。）を引き受ける者の募集の認可」に、「に社債」を「に募集社債を引き受ける者」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「社債の総額」を「募集社債の総額」に、「各社債」を「各募集社債」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「社債」を「募集社債」に改め、「発行価額、」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同号を同条第五号とし、同条を第十一条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

（株式交換に際しての社債の発行の認可の申請）

第十二条　指定会社は、法第十五条第一項の規定により株式交換に際しての社債（新株予約権付社債を除く。以下同じ。）の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　株式交換完全子会社の商号及び住所

二　株式交換に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

三　株式交換完全子会社の株主に対する社債の割当てに関する事項

四　株式交換がその効力を生ずる日

五　株式交換に際して社債を発行しようとする理由

第六条を第十条とし、第五条を第九条とし、第四条を第八条とし、第三条の次に次の四条を加える。

（募集新株予約権を引き受ける者の募集の認可の申請）

第四条　指定会社は、法第五条第四項の規定により募集新株予約権を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に募集新株予約権を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　募集新株予約権の内容及び数

二　募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三　前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法

四　募集新株予約権を割り当てる日

五　募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日

六　募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、次に掲げる事項

イ　新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の金額

ロ　新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件

七　前号に規定する場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

八　株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集新株予約権の引受けの申込みの期日

九　特に有利な条件又は募集新株予約権の払込金額により募集新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その理由

十　募集新株予約権を引き受ける者の募集の方法

十一　新株予約権の行使に際して金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

十二　募集新株予約権を引き受ける者の募集により取得する金額の使途

十三　募集新株予約権を引き受ける者の募集の理由

（株式交換に際しての株式の発行の認可の申請）

第五条　指定会社は、法第五条第四項の規定により株式交換に際しての株式の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の商号及び住所

二　株式交換に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項

三　株式交換完全子会社の株主（指定会社を除く。以下同じ。）に対する株式の割当てに関する事項

四　株式交換がその効力を生ずる日

五　株式交換に際して株式を発行しようとする理由

（株式交換に際しての新株予約権の発行の認可の申請）

第六条　指定会社は、法第五条第四項の規定により株式交換に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　株式交換完全子会社の商号及び住所

二　株式交換に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法

三　株式交換に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

四　株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項

五　株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ　指定会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「株式交換契約新株予約権」という。）の内容

ロ　株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する指定会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ　株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、指定会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

六　前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の指定会社の新株予約権の割当てに関する事項

七　株式交換がその効力を生ずる日

八　株式交換に際して新株予約権を発行しようとする理由

（新株予約権の行使により株式を発行した旨の届出）

第七条　指定会社は、法第五条第五項の規定により新株予約権の行使により株式を発行した旨を届け出ようとするときは、次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　新株予約権につき、法第九条第一項の認可を受けた日

二　新株予約権の行使により発行した株式の種類及び数

三　新株予約権の行使に際して払込みをされた金額

四　新株予約権の行使により株式を発行した日